

Zenkoku Aozeiien

三谷執行部集大成!!

主月税連

174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188

July.15.2020 No.

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長退任挨拶 _____ P.3~4

感謝と無念の一年 _____ 会長 三谷 智

各部長一年間を振り返って _____ P.5~8

日税連との懇談会 _____ P.9~14

日本税理士会連合会執行部との懇談会 _____ 広報部長 山本 祥嗣

法対策情報 _____ P.15~16

法対策部より活動報告 _____ 法対策部部長 平良 夏木

会長退任挨拶

感謝と無念の一年



会長 三谷 智

全国青年税理士連盟の皆様、こんにちは。平素は当連盟の活動に多大なるご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。昨年の上野大会において第53代会長に就任し、とうとうこの原稿を書く時期となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、3月以降の活動が休止、縮小されたことが残念でなりません。そこで、この紙面においてこの1年を振り返るとともに残念ながら道半ばの事項について次期への引継ぎを兼ねてまとめたいと思います。

税理士法改正

前回、平成26年の法改正から6年、税理士法改正がようやく動き出しました。昨年の5月に日税連から「次期税理士法改正に関する答申」が出され、意見募集が行われました。そこで、法対策部を中心に「『次期税理士法改正に関する答申』への意見」を取りまとめると同時に、「全国青税版日税連への回答様式」を作成し、会員へ送付いたしました。併せて、我々の悲願である「税理士の使命の見直し」については、全国青税の全会員が同じ意見で以て、行動をして頂くようお願いを致

しました。その結果、「税理士界」第1386号に掲載された意見募集結果において、「税理士の使命の見直しについては、14項目以外では最も多数の意見が寄せられた事項であった。中でも最も多かったのは「法1条に納税者の権利擁護を明記すること」であった。」とありました。これは、今後の法改正に影響を与えるものと思います。この場をお借りし感謝申し上げます。

この結果に一喜一憂することなく、次の行動が重要であると思っていた矢先、新型コロナウイルス感染症拡大により、部会を開催できませんでした。本来ならば、日税連の意見募集結果の精査、法1条に加え、受験資格要件の見直し、資格取得問題、テレワークによる業務のあり方など、いろいろ討議を行う予定でしたが、それが叶わず残念でなりません。しかし、部会の現実開催は出来ずとも、何らかの方法で退任までに最低限の取りまとめを行い、次年度へ繋げます。そして、次期においてこれまで以上に喧々諤々の議論が再開されることを望んでやみません。

全青税組織改革

全青税会員の年齢は年々高く

なる傾向にあり、各单位青税においても新入会者の年齢は高い傾向にあります。また、役員構成を見れば、所属税理士の増加や日々活動している仲間の固定化が顕在化しています。この傾向は、単位青税においても同様です。

このような状況に比例し、「全国大会、秋季シンポジウムの開催は、開催単位青税の負担が大きい」との声がここ数年言われるようになりました。そこで、3年の年月をかけ、新しい全国大会のあり方について、拡大組織部会、理事会において慎重に検討を頂き、承認を頂きました。

その方法は、

1. 全国大会と秋季シンポジウムを合わせた、新しい全国大会を開催する。
2. 秋季シンポジウムに替わる、会員の研鑽に資する事業を全国大会で行う。
3. 開催主体が全青税であることを明確にするために、全国大会実行委員会を常設し、企画、会場設営を行う。また、定時総会は総務部、研鑽事業は研究部、懇親会は組織部、国際交流活動は国際部が担うなど、その役割を明確に分け、各部の事業活性化を図る。また、開催地単位青税は全国大

会の成功へ導くため、全国大会実行委員会を支援する。

今回の変更は、一昨年に纏められた「これからの全国大会・秋季シンポジウムのあり方に関する答申」に大きな影響を受けています。変更案をはじめに提起した時には、「これまでと同様に進めるべきではないか」、「全青税の活動が縮小する」などの意見も出されました。しかし、このまま続ければ、開催単位青税の負担はさらに増し、それに耐えきれず、極端な例ではあるが脱退など絶対にあってはなりません。この危機感を取り除き、かつ組織を活性化する、現在考えられる最良の解決策としてご理解を頂きたいと思えます。

今年の全国大会は中止となりましたが、来年は新しい形で開催されます。これまでとは異なり、全青税が一体となって取り組む全国大会にご期待をください。

岐阜全国大会

岐阜全国大会については、すでにご連絡差し上げました通り、本年度は残念ながら中止とさせて頂きました。塚下順司全国大会実行委員長をはじめとする岐阜青年税理連盟の皆様には最終決定のぎりぎりまで変更に変更を重ねご検討いただきました。本当にありがとうございます。しかしながら、このような判断となったことは残念でなりません。とりわけ、今年の定時総会は制約の多いものとなりますが、是非とも議決権行使書業書のご提出をお願い申し上げます。

その他

今年で友好協定締結から20年を迎える韓国税務士考試会との交流は、昨年にソウルで開催された勉強会、釜山で開催された定時総会に出席し、多くの考試会会員と懇親を深めることができました。しかし、海外へ行くのは、新婚旅行以来という海外初心者私を国際部は快くサポートしてくれました。その中でも、定時総会出席、翌々日に埼玉秋季シンポジウムと強行日程であるにもかかわらず、時間のロスなく、乗り換え等負担のかからない行程を組むその苦勞は容易ではなかったと思えます。改めて感謝致します。

広報部では現在ホームページの更新作業を進めています。ホームページは、紙媒体である広報誌にはない、スピードがあります。また、組織拡大に对外広報は欠かせません。更新後は、より見やすい、よりスピード感のあるホームページに変わります。ホームページには、活動の最新情報やこれまでの記録など内容満載です。リニューアルされた際には、一度覗いて見て頂きたいと思えます。

その他にも埼玉秋季シンポジウム、三青会活動、理事会後の懇親会、財務管理など、あげればきりがありませんが、各部長、委員長の積極的な活動がなければ無事に終えることはできませんでした。感謝致します。

おわりに

コロナウイルス感染症の影響により、3月以降は、全国大会を開催するか否か、理事会はど

うするかなど、本来の活動が出来なかったことが残念でなりません。しかし、その中でもこれまで出来なかったweb理事会や部会を開催できたことは新たな発見でした。初めは議事進行に四苦八苦致しましたが、回を重ねるごとに通常開催に近づけたと思います。これからは、現実出席による開催とweb開催を併用すれば、平日開催も可能となり、移動による負担の軽減に繋がるため、より効率的な会議になると思います。いずれにせよ、少しでも早く、通常の活動を再開できることを願ってやみません。その際にはこれまでと同様、大きなご支援をお願い致します。

最後に今事業年度にご協力を頂きました会員の皆様、私を支えてくれた全青税役員の皆様に感謝申し上げます。一年間本当にありがとうございました。

一年を振り返って



総務部

部長 安田 浩二
(近畿)

本年度、総務部長を務めさせていただきました近畿青税の安田浩二です。毎月の理事会の準備、当日の開催にあたっては関係者のみなさまのご協力のおかげでなんとか無事に運営することができました、紙面をお借りして感謝申し上げます。議事録はいつも遅れてしまいご迷惑をおかけしました、紙面をお借りしてお詫び申し上げます。

個人的には韓国税務士考試会総会の来賓メンバーとしての訪

韓、日税連執行部との懇談会、消費税に関する国会陳情という、全国青税ならではの行事に末席ながら参加させていただいたことが印象に残っています。日々税理士として業務をこなす中では考えることもない海外の税理士制度や国家観に基づく税制の議論に触れ、自分のこれからの税理士人生どうあるべきかを考えさせられたことは大きな報酬をいただけたと思います。

3月以降は社会状況が激変

し、毎月各地で開催される理事会もZoomによるWeb理事会へと変更になり、全国の理事が顔を合わす機会は失われました。全国大会も中止を決定し、原稿執筆時点では今後の活動見通しが見えない状況ですが、定時総会を無事に迎え滞りなく次期に引き継げるようもう一頑張りしたいと思います。1年間ありがとうございました。



経理部

部長 酒井 哲也
(埼玉)

一年間、経理部長を担当させて頂きました埼玉青税の酒井哲也です。経理部の業務につきましては、歴代経理部長が残してきたマニュアルや資料が充実していましたので、特に難しい判断を求められることなく、また、会長、副会長をはじめ各部長、各委員長、理事、各单位青税の皆様のご協力によりスムーズに進めることが出来ました。

昨年定期総会で就任以来、

時がたつのも早く、まもなく任期も終わろうか、と言いたいところではありますが、この原稿の執筆時点では、ちょうど決算日を迎えるところであり、これから決算書を作成して、理事会の承認、会計監査と経理部のビッグイベントが続くところです。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月の大阪理事会以降、経理の方も動きが少なくなり、世間は自粛

ムードが続きましたが、決算は自粛するわけにはいきませんので、定期総会で次期経理部長にバトンタッチするまで、ラストスパートをかけていきたいと思っています。

最後に、事務局の山縣さんには、小口現金の管理や、請求書等の取りまとめをして頂き、大変お世話になりました。この場をお借りして御礼申し上げます。



研究部

部長 濱 久人
(名古屋)

一年前、「全青税 秋季シンポジウム」のとり纏め役として研究部長を仰せつかりました名古屋青税の濱久人です。研究部長としての一年間は会場の手配やテーマ選定等々の秋季シンポジウムを開催する為の準備をさせて頂きました。そして新年度からは「秋季シンポジウム実行委員長」として実際の運営を行わせて頂く予定でしたが、皆様ご承知の通り新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、秋季シンポジウムの開催も中止すること

となりました。全国から名古屋にお集まり頂いて研究発表を行うことが出来なくなりましたが、会員の皆様の安全を確保し何らかの形で、各单位青税の研究活動の成果を残すことが出来ないか、模索している最中でございます。

いずれにしましても、本年の研究部の活動が出来ましたのは、会員の皆様のご協力とご理解の賜物であることに間違いはございません。この場をお借りしてお礼申し上げますとともに

引き続き、秋季シンポジウム実行委員会にご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。



組織部

部長 戸塚 留名
(東京)

2019年度の組織部長をつとめさせていただきました東京青税の戸塚留名です。

今年度の組織部のメインテーマは、なんとと言っても、全国青税の2大事業である全国大会および秋季シンポジウムの運営やあり方について数年来検討を重ねてきた改革案に対する方向性を決めることでした。

昨年12月と今年1月には理事会前に拡大組織部会を開催し、組織部メンバーはじめ多くの理事や単位青税代表の方々と

様々な意見交換や議論を交わしました。理事会でも協議と審議を重ね、2021年以降は新たなスタイルの全国大会を開催することを2月の理事会にてご承認いただきました。

そんな矢先の新型コロナウイルス感染症の拡大でした。組織拡充や未加入の青年税理士団体との交流といった組織部としての重要な活動をストップせざるを得なくなったことは、仕方ないこととは言え心残りです。今は、みなさまが元気であること、

再び多くの全国の仲間が参集して行事が開催できる日が来ることを願ってやみません。

最後になりましたが、この一年もみなさまに大変お世話になり支えていただいたことに、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。



厚生部

部長 高井正樹
(岐阜)

厚生部としては、理事の懇親を中心に、慶弔規程の改定に向けた議論、イーデスク出欠登録への声掛けを重点的に取り組んでまいりました。

規程の改定については、全国組織として、自然災害等どのような事態が待っているかわからない将来に向けて、今やれるだけのことをやって後世につなげるため、限りある予算の中から最大限に会員に支給するため、そしてわかりやすい運営をするためという観点から議論しまし

た。

イーデスク出欠登録については、懇親会会場を手配する担当者が困らないように出席だけでなく欠席の登録についても促しました。お声かけにご協力いただいた皆様ありがとうございました。

4月に緊急事態宣言が発出されるなど、通常の活動ができないう状態となりました。今は日頃お世話になっている顧問先等の相談などに注力して、税理士として可能な限りの業務をしなけ

ればならない時期だと思っています。

通常の活動をできることが幸せであるということを感じると同時に、私自身いろいろなものの考え方について影響を受けています。そのような考えを持ちながら、今後も全国青税の活動に参加したいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。



法対策部

部長 平良夏木
(東京)

一年間、法対策部長を務めさせていただきました東京青税の平良夏木です。就任の挨拶をしてから、はや一年が経ちました。法対策部の活動方報告につきましては、別に誌面をいただいておりますので、こちらでは私の雑感を記載させていただきます。

この一年を振り返り、まず多くの法対策部のメンバーにご協力いただきましたことを感謝申し上げます。不慣れな部長のため、いろいろご迷惑をお掛けし

ましたが、意見書などの作成にあたり多くの皆さまが部会にご参加いただき、貴重なご意見をお寄せくださりました。特に委員長各位につきましては、私と一緒に運営側として参加していただきましたこと、心から感謝しております。

今回のコロナ騒ぎで、私自身3月以降は殆ど活動することが出来なくなってしまい大変心苦しい限りですが、新しい執行部の皆さまには、この一年の活動を次につなげていただきたいと

願っております。全国青税の組織のますますの発展を祈念しまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

一年間ありがとうございました。



国際部

部長 國分 久
(千葉)

2019年の8月から国際部長を務めさせて頂きました。三谷会長から任命されてからすごく早い1年間でした。私の国際部長としての役割は、韓国税務士考試会との勉強会及び全国大会での韓国税務士考試会に対する準備となります。

韓国税務士考試会との勉強会は、韓国と日本で毎年交互に開催されます。今回で10回目の勉強会は、韓国のソウル（場所：高麗大学）での開催の年となりまして、「地方税」がテ-

マでした。この勉強会のため、国際部の皆様が日本の地方税について韓国税務士考試会の会員に発表するためにこんなに時間を要して何回も見直して資料を作り上げるのは大変な作業だったと思います。国際部員の皆様のおかげで無事勉強会をすることができました。当日の韓国税務士考試会側のテーマは、「地方税業務環境の変化と税理士の役割」でしたが、近年韓国の地方税に関連する税制が変わったことによって、国から地方へ税

源が移って、地方独自の税率等があることについて大変勉強になったことが思い出となりました。

また、全国大会の韓国税務士考試会に対する準備については、新型コロナウイルスの影響により全国大会が中止となって本当に残念に思います。

最後ですが、部員の皆様の協力で何とか無事務めることができました。本当にありがとうございました。



広報部

部長 山本 祥嗣
(名古屋)

初めての全国青税での部長職の経験は貴重なものになりました。広報誌の編集とホームページの更新を通じて、全国青税の活動全体を見渡すことができ、各役員の方とも交流を深めることができましたと思います。

広報部の活動のヤマ場でもある12月開催の日税連役員との懇談会では、原稿の作成がちょうど繁忙期に差し掛かり、またその作業を私が抱えてしまったこともあり、大変時間がかかったのが反省点でした。今回の広

報誌に何とか間に合わせたところ です。

ブログでの活動報告では、新型コロナにより理事会がWeb開催になったことで、ブログ執筆担当も急遽変更しました。しかし広報の分野はまだ集まらなくても進められる領域が多いため、他の部が活動しにくい中で、急遽全青税ホームページのリニューアルを進めることとなりました。この広報誌が出る頃には、皆様に新サイトを見ていただけているかもしれません。

この広報誌が全国の青税会員に届けられ、その活動を見てもらい、興味を持ってもらうことを目標として、記事の編集に取り組んできました。新ホームページの運用方法などまだこれから組み立てていく時期でもあるので、次年度の広報部のみなさんにしっかり引き継いでいきたいと思っています。

日本税理士会連合会執行部との懇談会

令和元年 12 月 3 日（火）日本税理士会館

広報部長 山本 祥嗣

令和元年 12 月 3 日火曜日、日本税理士会館において、日本税理士会連合会（以下「日税連」という）の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは、神津会長、足達専務理事、石原専務理事、高橋専務理事、滝澤総務部長、平井調査研究部長、市木制度部長が出席しての開催となった。

催となった。

今年度のテーマは、次なる税理士法改正、納税者権利憲章、税制改正、日税連機構改革、海外交流事業、となった。以下はその要旨である。字数の制限により要約・意識をしているところがある旨をご容赦いただきたい。

神津会長：全国青税とは以前から懇談会を通じて忌憚のない意見交換をさせて頂いている。今日のテーマの中心となる税理士法改正については、ICTの発展によってマイナポータルの利用など申告納税制度が大幅に変わろうとしている中、我々税理士の代理権限がどのような意思にあるか、きちんと明らかにしておきたいという趣旨で取り組んでいる。受験者の減少に対して試験制度としての改善提案がないか、働き方の多様化に対する二か所事務所の問題などを挙げているが、各会員個人からの意見募集を11月に締め切り、各单位会や各団体からの意見を12月まで募集している。優先順位をつけて個別な改正も必要かもしれないが、税理士個人が自分たち

の改正だと実感できるものにしていきたい。

三谷全国青税会長（以下「三谷」）：神津会長はじめ皆様にご出席いただき感謝したい。当連盟では税理士制度の発展、租税制度の改善を目指して日々研鑽を続けている。不勉強ながら、若い税理士の声の一つとしてお聞きいただきたい。

次期税理士法改正に関する答申について

藤原全国青税法対策部・税理士制度対策委員長（以下「藤原」）：4点質問したい。①回答率はどの程度だったか。②賛成・反対・どちらでもないという3択は回答が難しいと感じたが反省すべき点はあったか。③意見募集の結果はいつ頃公表されるか。④実際に法改正に向かうのはいつ頃になるか。

市木制度部長：まだ回答の集計中のため、回答内容に関しては私の所感が混じるところがあることをご理解頂きたい。①回答状況について、回答者



市木制度部長

数は1,182名ほど、延べ回答件数が20,000件超となっている。②回答形式について、前回26年改正の時の意見募集では自由筆記の形式だったが、そうすると賛成か反対かという点で回答内容を全部読み込んで判断しなければならなかった。本人の賛否と異なる判断となる可能性もあるとすると、まず回答者自身の賛否を3択で示した上で意見をいただくこととした。③公表は予定しているが、時期については回答の取りまとめの進捗によるため今は明言できない。公表の形式について、自由筆記の欄や14項目以外のその他の意見についてもどのような形で公表するか、部内で検討が必要と考えている。④法改正のスケジュールは優先順位をみて取り組んでいく



神津会長



全青執行部

べきだが、今時点では時期については回答が難しいところ。

藤原：④法改正については、単独での法改正は難しいと思うが、納税環境整備の一環として変えられるものから少しずつ変えるのか、個々の項目の重要性をどのように考えているか。

市木制度部長：今回は所得税法等の一部を改正する法律で通過した。今回はどうするかいま協議をしている。現状の税理士法改正に関する国税庁との協議状況から、法改正に限らず柔軟に方法を選べる感触がある。改正項目も会則で定めるもの、法改正が必要な中でも議論が少ないもの、中長期的な議論が必要なものに分けて考えるべきで、どのような方法を取るか検討している。

三谷：全国の税理士数から考えると回答者1,182名は非常に寂しい。全国青税でも回答を呼びかけたが力が及ばなかった。少ない税理士会員の声ではあるが、アンケートの回答が×で反対が多い項目は今回の改正は見送るのか、それとも賛成が得られるように検討を続けていく方針か。

市木制度部長：確かに税理士会員個人からの回答は少ないが、全国青税をはじめ各団体からの意見も届いている。これにはその組織の規模に応じた重みがあるものと受け止めたい。賛否による改正の判断はその各項目の性質に応じてとなるが、反対が多くても変えるべき項目は変えていく必要があるため、丁寧な説明をしつつ改正を進めるところもあるだろう。いずれにしても賛成・反対含めすべての意見を受け止めていることはご理解いただきたい。

藤原：続いて学識による資格要件の見直しについて。単に受験可能な年齢を引き下げるだけでは税理士制度を取り巻く諸問題の解決にはならないと考える。ゼロベースで検討する必要があるのでは。

市木制度部長：納税者のために税理士制度が持続可能な形で維持されるべきという共通認識に立っていると思うが、試験制度自体を抜本的に見直すための議論に相当の時間を要する。できることから手を付ける意味で今回は受験資格要件の緩和となったが、これを皮切りに試験制度の議論は続けられる。

藤原：個々の税理士会員にはその動きが見えにくいため、もう少し方向性を示していただきたい。

神津会長：受験生の減少には様々な要因があるだろう。試験制度だけでなく、社会構造や経済状況によるところがある。手を打てるところから順次になるが、引き続き検討していくことをご理解いただきたい。

藤原：あと一つ、資格取得について。平成26年税理士法改正により公認会計士への税理士資格付与には国税審議会の指定研修を受けることになった。この指定研修が税理士試験との同等性が担保されているかどうかについて、日税連としての対応はどうか。

市木制度部長：制度の建付けとして、公認会計士の指定研修は、国税審議会が最初に認可するのみで毎年の確認になっていないこと、新しい制度になってからの期間を考慮すると、いま組上に載せることが妥当か、検討を要する。

三谷：指定研修を受けた公認会計士は将来税理士登録をすると思うが、その最初の登録者を出す前に日税連として対応が必要ではないか。また、できるところからの対応としてまずは26年改正で公認会計士は指定研修を受けて税理士登録することとなった。短いスパンで法改正をするのは困難とは思いますが、次の税理士制度のあり方についてはどうお考えか。

市木制度部長：弁護士と公認会計士の税理士業務参入に限って話すが、弁護士に関しては

弁護士法の規定で当然に税理士業務ができるとされている。税理士法だけの対応ではないため困難な項目と言える。公認会計士に関しては、26年改正のときの確認書の解釈が税理士会側と公認会計士協会側で異なり、この検討が再開しにくい状態である中、社会情勢の変化などが無い中では早期に公認会計士の指定研修の効果が見えるまでは組上に載せにくい状況と考える。放置するわけではないので、今は次の方法の模索に尽きるころ。

三谷：広く意見を募って次の法改正を進める姿勢に賛同し、個々の項目については意見を集約して協力していきたい。26年改正は重たい部分があるが、ここは慎重に、何とか乗り越える形で進めていただきたい。

市木制度部長：今回の答申の未実現項目の最初に掲載している。ここに税理士会としての立ち位置、日税連制度部の想いがあることを感じていただきたい。

納税者権利憲章と税理士法第1条「税理士の使命」について

吉田全国青税法対策部・納税環境整備委員長（以下「吉田」）：納税者の権利保護を明確にし、納税に対する納税者の理解と協力を得て自発的な納税がされることが望ましい。そのため納税者権利憲章の制定、国税通則法には納税者の権利利益の保護に資す旨の文言が必要であり、税理士法でも納税者の権利擁護を明文化すべき。

市木制度部長：納税者の権利を擁護し維持すべきという理念は現行の税理士法第1条に内在している。それを明文化すべきという話と理解している。納税者権利憲章については税務調査手続に関する議論が中心となるが、国税通則法はこの点を体型的に整備したことで、税理士法第1条は間接的な関わりとなり、メインは国税通則法の改正を議論することになるかと思っている。

平井調査研究部長（以下「平井調査研究部長」）：国税通則法の一般法である行政手続法の目的には納税者の権利擁護に関する規定がある。従って国税通則法第1条にもその文言があるべきという主張は建議書に記載している。納税者権利憲章については各単位会にて認識の差がある。納税者の権利擁護を主題とする考え方と、納税者が適切な納税をする権利と義務を理解するための憲章だとする考え方。日税連では、権利と義務は表裏一体なので「納税者憲章」ということで建議書に記載している。



平井調査研究部長

平良全国青税法対策部長（以下「平良」）：権利と義務は表裏一体とのお考えだが、義務については憲法にも書かれており、各税法でも納税義務を規定している。義務があるのは理解されているため、権利と

いう表題に意味があると考えている。

平井調査研究部長：権利・義務という言葉で表現したため誤解があったかもしれないが、納税者にとって、申告をする、税務調査を受ける、という一連の手続きを分かりやすくするための憲章と位置づけている。

吉田：建議書では今後の税制改正についての基本的な考え方として記載されている。これはどのような位置づけか。またこの議論は進んでいるのか。

平井調査研究部長：建議書の中の位置づけとしては重要建議事項が一番重要で、その次に税制に対する基本的な考え方として、納税環境整備としては国税通則法第1条の改正と納税者権利憲章の制定を基本スタンスにしている。納税手続きの義務とその事後的な救済についてわかりやすく納税者に示すことは必要だという建議は続けているが、重要建議項目に上げるということは考えていない。

三谷：AOTCAのモデル納税者権利憲章に貴会も積極的に関わっている。世界でも納税者権利憲章の制定が重要であると考え、かねてから主張している。建議書の中に多くの項目があるが、少しでも上にあげて前向きに検討を進めていただきたい。

税制改正について

森岡全国青税法対策部・税制対策委員長（以下「森岡」）：消費税は2019年10月から複数税率となり、事務負担も増え、混乱が生じている。建議書で重要項目にあげて反対されて

いるが、複数税率を廃止するために新聞広告等を使って問題点を周知するなど、建議書以外に何か施策をお考えか。

高橋専務理事：まずは基本スタンスについて、我々税理士の原点は税理士法第1条であるため、申告納税制度の理念に沿って納税義務の適正な実現を図ることを第一に考える。2回にわたり増税が延期された後、今回施行されるときに複数税率が同時に導入されたが、すでに成立した法律に基づいて納税者が適正に納税義務を実現するための実務を果たさなければならない。まずは安定的に新法が施行されるように努めている。一方で、我々が税務行政に対して建議権を持っていることを厳粛に受け止め、あるべき税制を建議する中の一丁目一番地として複数税率とインボイス制度の廃止を訴えている。納税義務の適正な実現と、建議権の行使と、どちらかに偏ると税務行政がうまく行かない。10月1日の会長コメントもこの考え方に沿って表現されている。



高橋専務理事

森岡：基本スタンスについては理解している。その上で、一歩進んだ手立てが取れないか検討をいただきたい。またインボイス制度についても同様に納税者の不安を呼んでおり、こちら導入を食い止め

る施策を検討いただきたい。

平井調研部長：何度も政治家の先生と話をしてきたが、平成28年改正で複数税率とともにインボイス制度も入ってしまった。今後は建議より国会議員への陳情が重要と考え、税政連も力を入れてやっていくようなので、そこに協力していきたい。

森岡：政治への働きかけが重要と思うが、得てして税制が政治の道具となっているように見えてしまう部分もある。継続して意見していくが、適正な税制、理想的な税制のための政治への働きかけにご尽力をいただきたい。

神津会長：この制度は国民の多くがおかしいと思っている。我々税理士としては、政府が決めた制度に対し、正しい税制はこうだというスタンスで意見するという難しい面もある。インボイス制度も同様に廃止を訴えるが、反対だけを訴えても何も産まない。中小企業にこれ以上の負担をかけないことを主張し、その改良点を提案していく形で議論していきたいと考えている。

安藤名古屋青税会長（以下「安藤」）：興味を持って貴会の活動を見ているが、その動きが見えにくい。メディアを使って広報していくようなわかりやすい方法で、税制の問題を主張して行ってほしい。効果に疑問があるというが、先程もあったやれるところからやるという考えで。

長谷川神奈川青税会長（以下「長谷川」）：関与先に聞いても、税理士が複数税率やインボイスに反対しているという動き

を知っている人は少ないと思われる。この点はどうお考えか。

神津会長：消費者一般には、食料品等は2%の増税を免れたと感じる人もいて、現政権の中でこれを10%に統一することは大変難しい状況ではある。日税連としては消費税は単一税率であるべきと主張しているし、行政にも働きかけて国会議員のみなさんも理解を示されている。一旦は複数税率にしたものを引き戻すことを現実的に考えるとして、申告納税制度を守り、納税者の権利を擁護する税理士による団体として、どう活動したか問われる問題だろう。納税者のみなさんにわかりやすく主張することも確かだが、行政側の事情も勘案して、積極的ながら慎重に考えていかなければならない。そこで現状は、中小企業にこれ以上負担をかけないこと、今後のインボイス制度の難しさなど理論武装して進めていく必要があると考える。

日税連機構改革について

平良：2019年5月24日付で、会長選任にかかる役員選任規則についてという答申があった。そこでは会長選考会について、選考人数と選考人選定の2点に絞って検討が行われていました。最終的には各税理士会の会員による選考が目標とあるが、そうであれば税理士法を改正してすべての税理士が日税連の会員であるとするれば達成できるように思う。このような形で貴会では会員や構成員のあり方について議論されているか。

石原専務理事：特に議論されていない。会長選考に関しては

おっしゃるとおりの方法で運営している。

平良：全国青税では過去にも要望しているが、個人の税理士を日税連の会員にするほうがより良く会員の意見を反映できるため、ぜひ検討をいただきたい。また、現行の会則では日税連の決議機関と執行機関は区別されているが、決議機関の構成員である各税理士会会長が同時に執行機関の副会長に専任されるため、それでは両機関が同一ではないか。民主的な組織運営のために分離する必要があると考えるが、貴会の認識を伺いたい。

石原専務理事：執行機関は正副会長会であり、会則上は会務を総理するのは会長とされているが、実際には会長の判断は正副会長会で協議して執行している。審議機関として常務理事会・理事会で審議するため、民主的な会務運営については担保されていると考える。理事会構成員は正副会長会のメンバーを入れて115名いて、実質的に理事会の中で議論がされている。民主的でない会務運営の事例がもしあればご指摘をいただきたい。



石原専務理事

平良：日税連がどのような活動をしているかということは、いち税理士会員の目線からは見えにくい。日税連の会務に携わっていない税理士会員が多

数いるため、それらの意見も十分に反映される仕組みが担保されているとは考えにくい。

足達専務理事：確かに会則で行くと決議機関と審議機関というのは少々わかりにくいところがあるかもしれない。しかし実際には会務執行規則別表にある組織図で見いただきたい。議決権を持っている各単位会会長の立ち位置は見えやすいのではないかと。機構としては十分に担保されている。各単位会の一般会員に見えないことは、一般会員が日税連の直接の会員ではないことが確かにあるが、各単位会の理事会を通じてもっと発信していただく努力は、お互いに必要だと考える。日税連からの発信は「税理士界」を呼んで頂ければよく分かる。



足達専務理事

神津会長：活動の原点は支部の活動にある。全国に500支部あり、それぞれの支部で役員経験者など意識の高い人がいて、税理士制度を支えてくれている。15人の単位会会長だけで選んでいるから非民主的だというのは違うのではないかと。15人はそれぞれの会の会長選挙で選ばれ、その中で会長・副会長になっている。

平良：理想としては各税理士個人が会員であることで、それができないのであればより声が反映される仕組みを作っ

ていただきたい。各単位会の代表が各単位会の会員数に応じた権利行使できてしまうのはどうなのか。公平かつ合理的な制度・組織になっていただきたい。

石原専務理事：会長の繰り返しになるが、やはり支部活動が基本。会務運営に関心を持ち、制度に対し関心を持ってもらう。我々がどういう立場でこの制度の上において活動しているかを各単位会に降ろして議論し、それを各支部に降ろす。各支部で、各会員にどうやって広げるかというのが一番肝心なことだ。運営委員会の専任に関しても、各税理士会員はまず支部で活動していただき、その上で各単位会に行ってもらっていただく。その先に日税連に出てくる、そのような道筋を作りたい。次期税理士法改正に関する答申でも、ご指摘のとおり回答が少なかった。文字数をかなり減らしているが、議論した背景が見えないと指摘を受ける。言いたいことを書くとしても長くなって読めない。各会員の会務に対する関心の低さをどうやって底上げするか。若手の税理士には支部活動にしっかり出てほしい。本会の活動、そして日税連の活動に関心を寄せていただかないと、会の運営が成り立たなくなる。支部での積極的な活動を皆さんにもお願いしたい。

平良：会務に携わるのは各支部で約2割という感覚。残りの8割をどのように支部内で繋げるか支部の執行部として悩ましいところと考える。日税連の情報は「税理士界」またはホームページで得ることになるが、税理士会員個々に対

して会務運営に関心を向けるために何か施策はあるか。

ると現実的には難しいのではないか。

会務報告等で伝えることになる。

足達専務理事：興味を持っている会員は何か資料を公開すれば見てもらえる。そうでない方はなかなか見えてくれない。逆に聞くが、日税連の会務運営は何らかの形で各支部で報告がされているか。支部まで情報を降ろすことが我々の今後の課題だと考えている。

國分：各単位会では特定の国の税理士会に相当する団体との国際交流が続いている。例えば他の税理士会が行っている国際交流に参加したいと思ってもそれができない。日税連の事業として行うことはできないか。

山本全国青税広報部長（以下「山本」）：海外の税制の情報収集について、現地の団体からの情報を会員に還元していると理解しているが、新興国などではそのルール通りに運用されていないことが現実的にあり得る。関与先がビジネスで進出する際に知っておきたい情報であるため、そのような情報を収集していただきたい。

石原専務理事：例を出すと、新年会や総会、夏や冬、正月の集まりのときには、日税連の会務報告を行っている。日税連の役員はそのような会で話す際には、いま日税連でどのような議論があるか等、報告してもらっている。会報誌以外で生々しい声が直接伝わるので、みなさんも各支部で行われるよう提案していただきたい。

足達専務理事：日税連が団体ツアーを企画するというのは困難。日税連の国際関係の事業としては、国際税務情報研究会で日税連でしかできないような国際業務、国際税務等の情報収集、報告等が行われている。また、各国の税制の情報収集についても各会員一人ひとりのプロフェッションとしての責任として行うべきところもあるため、日税連が研修事業のような形でツアーを組むことは現実的ではない。

足達専務理事：それは驚くほどある。現地に足を運ぶことの重要性がそこにある。日本人は細かいルールの中で当たり前前に仕事をしているが、海外、特に新興国ではルール自体に中身がないことがあり、運用も中身がないことが見受けられる。現地に行って生の情報として注意してみていきたい。

海外の税理士との交流事業

國分全国青税国際部長（以下「國分」）：海外の税制については我々日本の税理士の業務範囲外ではあるが、一定程度の知識は求められる。国際税務だけでなく、国外の税務についても幅広い理解が必要となるが、書籍や文献での理解には限界がある。海外視察を一般税理士会員も参加できるようにしてはどうか。

神津会長：かつて東京で、海外の視察ツアーの公募があってそれに参加した。費用は多くかかったが、とても刺激が得られてよかったので、ご意見は同意できる。しかし実際にこれを行うことは難しく、特に日税連で行うのは難しい。やはり現実的には一部の人が代表して視察し、その成果を

山本：文字にすることが非常に難しい部分とは思いますが、何らかの形で各税理士会員まで還元していただきたい。

滝澤総務部長：予定されていた議題がすべて終了しました。たくさんのご意見ありがとうございました。

足達専務理事：各税理士会が行っている国際交流に、その会員である税理士が参加するかどうかについて言及する立場にないが、会務として行く以上、応募により一般会員の参加を認めるならその方法、費用をどのように負担するか、渡航の安全確保や何かあったときの手当てなど考え



懇談会風景

法対策部より活動報告

法対策部部长 平良夏木 (東京)



はじめに

2019年度の法対策部は、税理士制度対策委員会（委員長：藤原功子会員／近畿）、税制対策委員会（委員長：森岡崇会員／近畿）及び納税環境整備対策委員会（委員長：吉田将太会員／神奈川）の3つの委員会を設けて、主に「国民のための税理士制度の確立」及び「国民のための租税制度の改善」に向け議論を交わし、懇談会の開催や意見書の提出などの活動を行いました。

ここでは、原稿執筆時点までこの1年を通じて行った活動について、私見も交えて報告いたします。

2月下旬以降、新型コロナウイルスの影響により法対策部としての活動は休止状態にありますが、6月以降に活動が再開できるようにになれば、新たな動きがあるかも知れませんので、その際はご容赦願います。

1. 「次期税理士法改正に関する答申」への意見

日本税理士会連合会制度部から「次期税理士法改正に関する答申一時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて」が令和元年5月13日にホームページで公表され、11月末日を締切りとして、税理士会員

から意見募集が行われた。今回の意見募集では、答申に掲げた14項目に対し、「賛成」「反対」「どちらでもない」の三つの選択肢から回答する他、自由筆記欄へ意見を述べるができる形式となっていた。当連盟では、昨年度からこの意見募集に対し勉強会を開催するなど対応してきたが、今年度は藤原委員長を中心に8月の法対策部会から具体的な議論をはじめ、理事会では1回の協議を経たのち審議承認され、11月27日に次期税理士法改正に関する答申への意見を提出した。

法対策部会の議論では、先般の税理士法改正は、当連盟の求める税理士の使命の明確化や、資格取得制度のあるべき姿への改正がなされていないなど、多くの問題が残されたままであるとの認識からスタートした。とりわけ、税理士法第1条の税理士の使命に「納税者の権利擁護」の文言を挿入し、その使命を明確にすることが喫緊の課題であるとの認識で一致した。しかし、本答申においては、税理士の使命の見直しの必要性について、明確な理由を示すことなく、「現時点において速やかに改正すべきものではないと結論付け」ていることから、これを次なる税理士法改正に向けた最も重要な論点として意見書を作成するこ

とにした。

もちろん答申に掲げられた14項目についても法対策部会内で議論を重ねたが、テレワークに関する指針を設けること、学識による受験資格要件を見直すこと及び税理士職業賠償責任保険への加入を義務付けることなどについては、賛否の意見が大きく分かれた。意見が分かれる項目については、無理に集約することなく両者の意見を取り入れた。

これまでの税理士法改正では、このように税理士会員から広く意見を募集する機会は無かったため、何とか意見を集約し、数を集め大きな声として日税連に届けたいとの願いは、法対策部内で共有されていたと思う。完成後は、各单位青税代表に呼びかけ、期限までに意見を回答するよう会員に周知をお願いした。

3月15日付の日税連会報「税理士界」に、意見募集結果が発表されたが、全国約7万8千人の税理士会員のうち1,182名から意見が寄せられたとのことである。回答者数は税理士全体の約1.5%でしかないが、14項目以外では「税理士法第1条に納税者の権利擁護を明記すること」が最も多かったとのこと。この声を次に繋げられるよう、次期法対策部にバトンを渡したい。

時間の制約もあり、様々な意見がある中で、藤原委員長をはじめとする法対策部員の尽力によりこの意見書が出来上がったことを報告させていただく。

2. 日本税理士会連合会との懇談会

12月3日に日税連執行部との懇談会を開催した。事前に質問事項を準備し、当日午前中に全青執行部、単位青税代表等が集合し打合せを行った。懇談内容については広報誌の日税連懇談会の記録をご覧ください。今年度は主に既述の次期税理士法改正に関する答申について、意見を伝えた。また、日税連の組織構成の見直しが必要であると意見を伝え、議論を行った。会員の意見が反映されにくく、意思決定の不透明性があり、国民のための税理士制度のさらなる発展には、日税連に対し税理士一人一人が主体的にその運営に参加することができる制度にすべきと要望した。残念ながら日税連執行部にはその問題意識はないようだが、今後も機構改革に関する要望書等を提出し、粘り強く主張したい。税制については、消費税複数税率導入反対の意思確認と適格請求書等保存方式への反対の意見を

伝えた。

3. 税制改正に関する要望書

2月18日、日税連に令和3年(2021年)度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は森岡委員長を中心に、8月の法対策部会から具体的な議論をはじめ、まず前年度の議論の進め方についての意見及び本年度の議論の進め方について意見を出し合った。理事会では3回の協議を経たのち審議承認されて完成した。「公平・中立・簡素」を基本とし、主権者である国民が納得できる租税制度、公平な税制の実現、未来を見据えたあべき税制の三つの視点をもとに、全税目に関して網羅的に意見書を作成した。前年度と同様に、要望書は重点項目(9項目)と一般項目を区分する方式を採用することで強弱をつけた構成としている。特に議論すべき項目を重要的に議論する形式を採用することで、メリハリのついた議論を行うことが出来た。今年度の要望書は、消費税が10%に引き上げられた直後であり、特に消費税率について活発な議論が行われた。消費税を廃止すべきとする意見から5%又は8%への税率引下げなど様々な意見が出

されたが、最終的にはさらなる引上げを行わないという文言でまとまった。

今年度の税制改正要望書の作成にあたっては、部会等で顔を合わせ議論することを基本にした。税制すべての項目について、網羅的に検討し、これまでの意見の再検討や、新規項目の追加などを行った。

4. おわりに

全国青税は全国にある各地域の単位青税で組織されているため、部員が実際に顔を合わせて議論できる機会が限られます。本年度も昨年度同様に理事会開催前の午前中に法対策部会を開催しましたが、議論すべき多くの項目について、私の力不足から十分に意見を集約することが出来ず、成果を得られなかったことも多々ありました。しかしながら、活動の中心となっていた委員や部会等で積極的に発言、議論いただいた部員の皆さま、理事会での協議、審議にご協力いただいた理事の皆さまのおかげで何とか乗り切ることが出来ました。皆さまに深く感謝申し上げ、結びの報告とさせていただきます。

あ と が き

前回の広報誌のあとがきで、毎年のようにインフルエンザが・・・と呑気なことを書いていたら、新型コロナによって大変な世の中になってしまいました。しかしこういう時こそ知恵を絞り、柔軟に考え、新しいしくみが出来上がる時なのかもしれません。変わること、変わらないことを見極めて、次の時代を迎える。そんな時にこの全国青税の活動に参加し、広報部の皆様とともに過ごした経験は、苦勞もあれども、貴重な経験だったと思います。次号以降は次の広報部の発行になりますが、ぜひお楽しみに。

広報部長 山本 祥嗣